令和4年6月23日 総 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第13条第2項の規定に基づく室として総長室 に設置される東京大学DX本部(以下「本部」という。)の組織及び運営について、必要 な事項を定める。

(任務)

- 第2条 本部は、東京大学(以下「本学」という。)におけるデジタルトランスフォーメーション(データとデジタル技術を活用して、研究、教育及び経営活動のあり方を変容させ、組織、制度、キャンパス環境及び構成員の意識の変革を通じて、本学の新しい価値を創造すること並びにこれを通じて進化したデジタル技術を社会に浸透させ、人々の生活をより良い方向へと変化させることをいう。以下「DX」という。)を包括的に推進するための企画立案及びDXに関する全学的な課題の検討を行う。
- 2 本部は、必要に応じて、総長、理事及び関係する全学組織に対し、前項に係る施策を提 案する。

(組織)

- 第3条 本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。
- 2 本部長は、本部に前条の任務に係る特定の事項を処理させるための組織を置くことができる。

(本部長)

- 第4条 本部長は、本学の理事又は副学長のうちから総長が指名する者をもって充てる。
- 2 本部長は、本部の業務を統括する。

(副本部長)

- 第5条 副本部長は、本学教職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 副本部長は、本部長を補佐する。

(本部員)

第6条 本部員は、本学教職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

(アドバイザー)

第7条 本部に、本学教職員以外の者であって専門的知見を有するもののうちから、アドバイザーを置くことができる。

(事務)

第8条 本部の事務は、関係部署の協力を得て、本部DX推進課において処理する。

(補則)

第9条 この内規に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が 別に定める。

附則

この裁定は、令和4年7月1日から実施する。